

② 基本報酬の区分の創設

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を
通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害
児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全
体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

（3）医療型児童発達支援

○ 保育機能の充実（医療型児童発達支援）

- ・ 保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

《保育職員加配加算の拡充》

[現 行] 50単位/日

- ※ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又
は保育士を加配した場合に加算する。

[見直し後] 50単位/日※1 +22単位※2

- ※1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加
配した場合に加算する。
- ※2 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名
加配した場合も評価する。

（4）放課後等デイサービス

○ 放課後等デイサービスの適切な評価

- ・ 現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像
を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所
において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作に
ついて全介助を必要とする障害児又は別表（110頁）の指標に該当する障
害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。
- ・ また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の
時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を
設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 473 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 355 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 276 単位</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 611 単位</p>	<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p> <p>イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 区分1の1</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 656 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 331 単位</p> <p>(2) 区分1の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 645 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 324 単位</p> <p>(3) 区分2の1</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 609 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 304 単位</p> <p>(4) 区分2の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 596 単位</p> <p>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396 単位</p> <p>(三) 利用定員が21人以上の場合 297 単位</p> <p>ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分1</p> <p>(一) 利用定員が10人以下の場合 787 単位</p>
---	---

(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	447 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	529 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	359 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	410 単位
		(2) 区分 2	
		(一) 利用定員が 10 人以下の場合	726 単位
		(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	483 単位
		(三) 利用定員が 21 人以上の場合	374 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,329 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,744 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,112 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,458 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	958 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,255 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	842 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,101 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	751 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	982 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	679 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	887 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	577 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	681 単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	2,024 単位
(二) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位	(二) 利用定員が 6 人の場合	1,694 単位
(三) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位	(三) 利用定員が 7 人の場合	1,457 単位
(四) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位	(四) 利用定員が 8 人の場合	1,280 単位
(五) 利用定員が 9 人の場合	911 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	1,142 単位
(六) 利用定員が 10 人の場合	824 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	1,032 単位
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	804 単位
		ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	

	(1) 授業の終了後に行う場合	427 単位																	
	(2) 休業日に行う場合	551 単位																	
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費																		
	(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)																		
	(-) 授業の終了後に行う場合	530 単位																	
	(二) 休業日に行う場合	654 単位																	
	(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)																		
	(-) 授業の終了後に行う場合	427 単位																	
	(二) 休業日に行う場合	551 単位																	
	注) イ(1)、(2)又はロ(1)を算定する事業所																		
	<p>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>0点</th> <th>1点</th> <th>2点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td>1. 日常生活に支障がない</td> <td>2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる</td> <td>4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない</td> </tr> <tr> <td>説明の理解</td> <td>1. 理解できる</td> <td>2. 理解できない</td> <td>3. 理解できているか判断できない</td> </tr> <tr> <td>大声・奇声を出す</td> <td>1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要</td> <td>4. 週に1回以上の支援が必要</td> <td>5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要</td> </tr> </tbody> </table>			項目	0点	1点	2点	コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない	大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
項目	0点	1点	2点																
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない																
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない																
大声・奇声を出す	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要																

異食行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上
そううつ状態	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要